

那覇市・南風原町環境施設組合会計年度任用職員の給与等に関する
条例制定について

那覇市・南風原町環境施設組合会計年度任用職員の給与等に関する条例を別
紙のように制定する。

令和元年10月25日提出

那覇市・南風原町環境施設組合
管理者 城間 幹子

(提案理由)

「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」の施行に伴い、会計
年度任用職員の給与等について必要な事項を定めるため、この案を提出する。

令和元年10月25日 原案可決
那覇市・南風原町環境施設組合議会
議長 喜舎場 盛三



那覇市・南風原町環境施設組合会計年度任用職員の給与等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、別に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第2項ただし書及び第5項並びに第204条第3項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項の会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与等)

第2条 会計年度任用職員の給与等については、那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年那覇市条例第20号）を準用する。この場合において那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例中「市長」とあるのは、「管理者」、「本市」とあるのは「本組合」と読み替えるものとする。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。